

●香川県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、平成24年12月4日次のとおり医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）第9条の3第2項において準用する同規則第30条の4第3項の規定により告示する。

平成21年香川県公安委員会告示第12号は、廃止する。

平成24年12月4日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
市川 正浩	医療法人社団光風会三光病院	高松市牟礼町原883番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
馬場 浩一	医療法人社団玉藻会馬場病院	高松市郷東町580番地	
前田 譲二	医療法人社団三和会しおかぜ病院	仲多度郡多度津町堀江4丁目3番19号	